

令和８年度第１回四街道市交通安全対策協議会会議次第

日 時：令和８年７月２１日（火）

午後２時００分～

場 所：四街道市役所本館３号棟３階３０１会議室

１．委嘱状交付

２．市長挨拶

３．開会

４．会長及び副会長の選出

５．会長、副会長挨拶

６．議 題

（１）令和７年度 年間活動報告について

（２）令和８年度四街道市交通安全実施計画（案）について

７．講 話 「四街道市における交通事故の現状」について

講師：四街道警察署 交通課長 鈴木 将之 様

８．その他

９．閉 会

四街道市交通安全対策協議会委員名簿

任期 令和8年7月1日から令和10年6月30日まで（2年間）

令和8年7月21日現在（敬称略）

No.	氏名	所属及び役職	備考
1	鈴木 将之	四街道警察署 交通課長	
2	島原 善信	印旛土木事務所 調整課長	
3	吉橋 史雄	四街道交通安全協会 会長	
4	須藤 雅彦	四街道地区安全運転管理者協議会 会長	
5	齋藤 正美	四街道地域交通安全活動推進委員協議会 会長	
6	渡辺 剛	四街道市都市部土木課 課長	
7	小出 亜衣	四街道市PTA連絡協議会 会長	
8	栗谷川 圭造	四街道市学校警察連絡委員会 会長	
9	飯田 邦彦	四街道市学校法人立幼稚園協会 会長	
10	横山 知子	四街道市民間保育園連絡協議会 会長	
11	海保 智行	四街道市シニアクラブ連合会 会長	
12	田中 徹	みそら自治会 自治会長	
13	金森 浩一	東日本旅客鉄道株式会社 四街道駅 駅長	
14	明石 豊	京成バス千葉イースト株式会社	
15	永田 裕紀	四街道市タクシー運営委員会	

令和7年度 年間活動報告

項目	活動目的	活動内容									
交通安全に関する普及啓発活動の推進	【四季の交通安全運動】 市民一人一人が交通ルールの遵守と正しい交通マナーの実践を習慣付けることにより交通事故を防止	・春の全国交通安全運動 4月6日(日)～15日(火) ・夏の交通安全運動 7月10日(木)～19日(土) ・秋の全国交通安全運動 9月21日(日)～30日(火) ・冬の交通安全運動 12月10日(水)～19日(金) 上記期間中、市役所での広報活動（横断幕及びポスターの掲示、庁舎内放送等）、小中学校へのポスター掲示依頼を行い、来客者、児童、生徒及び職員に運動の周知を図りました。また、市政だより及び市ホームページへの記事掲載、イベントでの啓発物資配布を行い、広く市民に交通安全を呼び掛けました。 ・年末年始特別警戒取締り 12月10日(水)～8年1月4日(日) 犯罪と交通事故の多発が予想される年末年始に、犯罪・交通事故撲滅に向け、広報啓発を行いました。									
段階的かつ体系的な交通安全教育の推進	【幼児に対する交通安全教育】 交通ルールを遵守し、正しい交通マナーを実践する交通安全意識の習得	四街道警察署、四街道交通安全協会、四街道地域交通安全活動推進委員協議会、四街道市の連携により、幼児を対象に正しい交通ルールの習得を目的として、交通安全教材を活用した参加型の交通安全教育を実施し、「交通安全の3つの約束（道路の歩行・横断方法、信号）」の説明を行いました。 【実施状況】 <table><tr><td>保育所(園)</td><td>23園</td><td>計836名</td></tr><tr><td>幼稚園</td><td>5園</td><td>計273名</td></tr><tr><td>認定こども園</td><td>2園</td><td>計97名</td></tr></table>	保育所(園)	23園	計836名	幼稚園	5園	計273名	認定こども園	2園	計97名
	保育所(園)	23園	計836名								
	幼稚園	5園	計273名								
	認定こども園	2園	計97名								
【小学生に対する交通安全教育】 歩行者・自転車利用者として必要な知識と技能の習得	四街道警察署、四街道交通安全協会、四街道地域交通安全活動推進委員協議会、四街道市の連携により、小学生を対象に模擬コースを使った実践型の交通安全教育を実施しました。低学年は、安全な歩行や横断方法の習得を目的として歩行訓練を実施し、中学年及び高学年は、自転車の安全な走行方法、自転車の点検方法の習得を目的として自転車走行訓練を実施しました。 【実施状況】 <table><tr><td>小学校</td><td>12校</td><td>計2,645名</td></tr></table>	小学校	12校	計2,645名							
小学校	12校	計2,645名									
【中高生に対する交通安全教育】 自己及び他者に配慮した正しい交通ルールとマナーの習得	四街道警察署、四街道交通安全協会、四街道地域交通安全活動推進委員協議会、四街道市の連携により、中学生・高校生を対象に自転車の安全な走行方法、自転車の点検方法の習得を目的として、模擬コースを使った実践型の交通安全教育、あるいは講義型の交通安全教育を実施しました。また、高校3年生については、自動車の運転に関する説明も行いました。 【実施状況】 <table><tr><td>中学校</td><td>5校</td><td>計834名</td></tr><tr><td>高等学校</td><td>1校</td><td>計1,310名</td></tr></table>	中学校	5校	計834名	高等学校	1校	計1,310名				
中学校	5校	計834名									
高等学校	1校	計1,310名									
【保護者に対する交通安全教育】 小学生の保護者を対象に登校見守り時の正しい旗振りの習得	四街道警察署、四街道市の連携により、小学生の保護者を対象に旗振りの仕方や児童の見守り活動をする際の注意点などについて講習会を実施しました。 【実施状況】 <table><tr><td>小学校</td><td>1校</td><td>計50名</td></tr></table>	小学校	1校	計50名							
小学校	1校	計50名									

令和7年度 年間活動報告

子供の安全 確保	【新入学児童登校見守り】 新入学児童の交通事故防止	四街道警察署、四街道交通安全協会、四街道地域交通安全活動推進委員協議会、四街道市の連携により、入学式が行われる4月9日(水)に小学校3校の周辺で登校見守りを実施しました。 【実施校】 和良比小学校 四街道小学校 南小学校
-------------	------------------------------	--

(案)

令和8年度四街道市交通安全実施計画



四街道市交通安全対策協議会

はじめに

この計画は、交通安全対策基本法（昭和 45 年法律第 110 号）に基づき作成し、市内における陸上交通の安全に関し、令和 8 年度中に本市が推進する具体的な施策について定めたものです。

本計画の実施に当たっては、関係機関、団体等が緊密な連携を保ち、市民一人一人の交通安全意識の醸成、道路交通環境の整備等、各般にわたる施策を円滑、適切に推進していきます。

今後とも、交通事故の防止、特に交通事故による死者数を限りなくゼロに近づけ、安全で安心して暮らせる社会の実現を目指します。

目 次

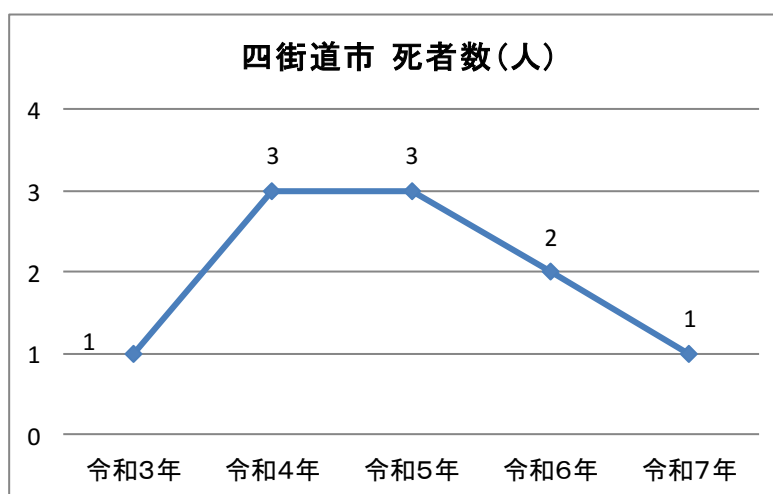
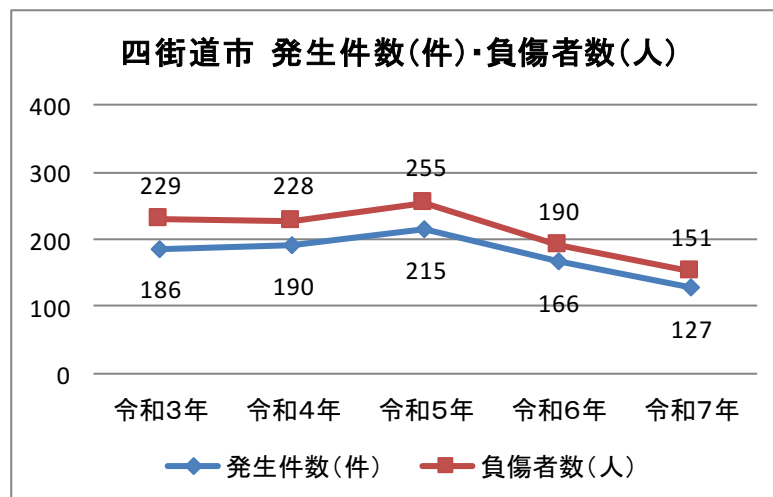
第1章 道路交通安全の目標等	
1 道路交通事故の動向	1
第2章 道路交通安全対策	
第1節 今後の道路交通安全対策の方向性	2
【第1の視点】高齢者を交通事故から守るとともに 交通事故を起こさないための総合的な対策	2
【第2の視点】こどもの安全確保のための環境整備	2
【第3の視点】歩行者の安全確保のための意識変容	2
【第4の視点】自転車の安全確保のための法令遵守と通行環境の整備	2
【第5の視点】外国人の交通安全対策の推進	3
【第6の視点】特定小型原動機付自転車を始めとする小型モビリティの 法令遵守の徹底と安全対策の推進	3
【第7の視点】生活道路・幹線道路における歩行者等の安全確保	3
【第8の視点】地域が一体となった交通安全対策の推進	3
【第9の視点】交通実態を踏まえたきめ細かな対策の推進	4
【第10の視点】先進技術の活用推進	4
第2節 道路交通安全の施策	5
【第1の柱】市民一人一人の交通安全意識の高揚	5
(1) 市民総参加でつくる交通安全の推進	5
(2) 交通安全に関する普及啓発活動の推進	5
(3) 地域でつくる高齢者交通安全対策の推進	7
(4) 自転車の安全利用の推進	7
(5) 段階的かつ体系的な交通安全教育の推進	8
(6) 飲酒運転の根絶	10
【第2の柱】道路交通環境の整備	10
(1) 生活道路等における人優先の安全・安心な歩行空間の整備	10
(2) 幹線道路における交通安全対策の推進	10
(3) 交通安全施設等の整備事業の推進	10
(4) 自転車利用環境の総合的整備	10
【第3の柱】被害者支援の充実と推進	10
(1) 交通遺児の育成及び援助	11
(2) 相談業務の充実	11

第1章 道路交通安全の目標等

1 道路交通事故の動向

市内の交通事故発生件数は、平成17年の523件を境に減少傾向にあります。令和7年の発生件数は127件、負傷者数は151人で、前年の発生件数166件、負傷者数190人と比較して、発生件数約23%減、負傷者数約20%減となっています。一方、市内の交通事故死者数は令和3年1人、令和4年3人、令和5年3人、令和6年2人と推移しており、令和7年は前年より1人減の1人となっています。

今後も、関係機関・団体と協働してこの計画に掲げた施策を効果的に推進していきます。



第2章 道路交通安全対策

第1節 今後の道路交通安全対策の方向性

交通事故の発生件数並びに交通事故による死傷者数は、全国、千葉県、本市ともに減少傾向にあることから、これまで実施した施策に一定の効果があつたと捉えています。今後は、これまで実施してきた様々な交通安全対策に加え、近年の社会情勢や交通情勢を踏まえ、技術の進展・普及等による変化に的確に対応することが必要です。

【第1の視点】高齢者を交通事故から守るとともに交通事故を起こさないための総合的な対策

急速な高齢化に伴い、高齢者が安全かつ安心して外出や移動ができる交通社会の形成に取り組んでいくことが重要となっています。そのためには、高齢者の多様な実態に応じた、きめ細かな交通安全対策を推進する必要があります。

そのため、歩行や自転車等を利用する高齢者が交通事故の被害者にならないための対策を推進するとともに、高齢運転者が交通事故の加害者とならないよう、安全運転意識の向上や交通安全教育の向上を図ります。

また、高齢者が必要な交通安全情報を適切に入手できるよう、交通安全に関する情報をわかりやすく提供するとともに、広報啓発を推進します。

【第2の視点】こどもの安全確保のための環境整備

少子化が進展するなかで若年世代が安心してこどもを育てることができる社会を実現するためには、こどもを交通事故から守るための交通安全教育と環境の整備が一層求められます。

次代を担うこどもの安全を確保するため、幼少期から心身の発達段階に応じた交通安全教育を推進するとともに、こどもが日常的に移動する経路や通学路等で安全・安心な歩行空間が確保されるよう関係機関と連携を図ります。

【第3の視点】歩行者の安全確保のための意識変容

安全で安心な社会の実現を図るためには、自動車と比較して弱い立場にある歩行者の安全を確保することが必要不可欠であり、特に、高齢者やこどもにとって交通事故の発生が多い身近な道路の安全性を高めることがより一層求められています。

このため、「人優先」の考えの下、道路利用者の種別に応じた交通安全教育や広報啓発活動を実施し、交通安全意識向上を図ります。

運転者に対しては、「ゼブラ・ストップ活動」等を通じて、横断歩道に関する交通ルールへの再認識と歩行者意識の徹底を図ります。

また、歩行者に対しては、横断歩道の利用や信号遵守などの基本的な交通ルールの周知徹底を図るとともに、周囲の安全確認や反射材用品等の活用を促進し、歩行者が自らの安全を守る行動を実践できるよう交通安全教育及び広報啓発を推進します。

【第4の視点】自転車の安全確保のための法令遵守と通行環境の整備

自転車は、通勤、通学、買い物など幅広い世代に利用される身近な交通手段である一方、交通事故の被害者となるだけでなく、加害者となる場合もあることから、自転車利用者の交通ルールの遵守と正しい交通マナーの実践を促進することが重要です。

令和8年4月から自転車に対する交通反則通告制度の導入など、自転車を取り巻く環境の変化を踏まえ、自転車利用者に対し、交通ルールやマナー、自転車の安全な利用方法について交通安全教育及び広報啓発を推進するとともに、ちばサイクルールによる自転車乗車用ヘルメットの着用、自転車損害賠償保険等への加入及び自転車の点検・整備を促進し、自転車利用者の交通安全意識の向上を図ります。

また、こどもから高齢者まで、それぞれの年齢や利用実態に応じた参加・体験・実践を取り入れた交通安全教育を推進するとともに、関係機関と連携し、安全で快適な自転車利用環境の整備を推進します。

【第5の視点】外国人の交通安全対策の推進

本市における外国人居住者は近年増加しており、日本の運転免許を保有者も増加しています。また、外国人労働者の受入れ増加に伴い、外国人運転者も更に増加していくことが見込まれます。

外国人が本市において自動車等を安全に運転できるよう、外国人運転者に対し、日本の交通ルールやマナーについて理解を徹底させるための取組を強化する必要があります。

そのため、多言語による広報啓発や交通安全情報の提供を推進するとともに、関係機関と連携し、母国との交通ルールの違い等を理解できるよう交通安全教育や広報活動を推進します。

【第6の視点】特定小型原動機付自転車を始めとする小型モビリティの法令遵守の徹底と安全対策の推進

特定小型原動機付自転車を始めとする小型モビリティは、身近な交通手段として利用が拡大している一方で、交通ルールの理解不足による交通事故の発生が懸念されます。

そのため道路交通法に基づく交通ルールや安全な利用方法について積極的な広報啓発を実施するとともに、関係機関と連携し、利用者に対する交通安全教育を推進し、法令遵守意識の向上と安全利用の定着を図ります。

【第7の視点】生活道路・幹線道路における歩行者等の安全確保

市民が日常使う生活道路においては、高齢者、障害のある人、こどもを含む全ての歩行者や自転車が安心して通行できる交通環境を確保しなければなりません。

交通事故のない安全・安心な交通社会を実現するためには、人優先の考え方のもと、生活道路及び幹線道路における交通安全対策を総合的に推進することが重要です。

生活道路においては、危険箇所の改善や交通安全施設の整備を進めるとともに、関係機関と連携し、速度抑制対策や生活道路への通過交通対策など、安全で安心な道路環境を推進するとともに、令和8年9月1日から法定速度が30キロメートル毎時になることから、広報活動を実施するなど、制度の周知を図ります。

幹線道路においては、交通事故の発生状況や交通実態を踏まえ、交差点改良や交通安全施設整備を推進するとともに、歩行者や自転車利用者の安全確保と円滑な道路交通の確保に努めます。

【第8の視点】地域が一体となった交通安全対策の推進

交通事故の実態は、高齢者が交通事故死者数の約半数を占めています。そのう

ち半数が高齢歩行者の事故であり、また、その高齢歩行者の約6割が自宅から500m以内で事故に遭っています。

こどもの交通事故については、その死傷者の約6割が歩行中や自転車乗用中の事故であり、約4割が自宅から500m以内で事故に遭っています。交通事故は市民の居住する地域で発生することが多いため、地域住民のつながりやコミュニティを積極的に活用し、情報格差のある高齢者世帯など、全ての住民に情報が行き渡る啓発を実施します。また、交通安全啓発活動や、交通事故発生時の速やかな救助・救急対応など、地域ぐるみの交通安全対策の取り組みを推進して行きます。

また、重大な交通事故を引き起こす飲酒運転の根絶には、家庭、職場だけでなく、飲食店や酒類販売店等の理解と協力が不可欠であり、地域が団結して飲酒運転の防止対策を図っていく必要があります。

【第9の視点】交通実態を踏まえたきめ細かな対策の推進

これまで各種の交通安全対策を実施し、交通事故件数や負傷者数の減少に寄与してきたところですが、依然として交通事故により多くの生命が失われています。

交通事故の発生原因は様々であるため、それぞれの発生原因に即した対策を講じる必要があることから、交通事故の発生状況や交通量、地域の交通環境などの交通実態を把握し関係機関と連携しながら、地域の実情に応じた効果的かつ効率的な交通安全対策を推進します。

【第10の視点】先進技術の活用推進

交通事故の発生には、運転者の不注意や身体機能の低下など、様々な要因が存在することから、安全運転支援機能などの先進安全技術の普及啓発を推進します。

第2節 道路交通安全の施策

交通事故を無くし道路交通の安全を確保するため、交通安全対策基本法に定められた責務に基づき、以下の3つの柱により交通安全施策を実施していきます。

- ① 市民一人一人の交通安全意識の高揚
- ② 道路交通環境の整備
- ③ 被害者支援の充実と推進

【第1の柱】市民一人一人の交通安全意識の高揚

交通事故を無くすためには、市民一人一人が交通ルールを遵守し、正しい交通マナーを実践するとともに、交通事故防止を自身の問題として考え、行動することが何よりも重要であることから、交通安全活動への自発的な参加を支援しながら、更なる意識高揚が図れるよう、交通安全施策や交通事故発生状況等の情報を積極的に提供します。

また、重点的に対策を行う必要のある高齢者の交通安全対策、自転車の安全利用、飲酒運転の根絶については、関係機関と連携し推進していきます。

(1) 市民総参加でつくる交通安全の推進

① 交通安全の日における活動の推進

毎月10日の「交通安全の日」において、家庭、学校、職場等において交通安全について考え、市民が交通安全活動を積極的に実践するよう図ります。

② 交通安全に関する情報提供の推進

交通安全への理解を深め、交通安全に関する活動への自発的な参加を支援するため、広報紙やホームページ等を活用し、交通安全に関する施策等の情報を提供します。

(2) 交通安全に関する普及啓発活動の推進

① 交通安全運動の推進

ア 期間を定めて行う運動

交通安全思想を普及させ、市民一人一人が交通ルールの遵守と正しい交通マナーの実践を習慣付け、交通事故の防止を図ることを目的に、四季の交通安全運動に合わせ、交通事故の実態に即した市民運動を展開します。

- ・春の全国交通安全運動 4月
- ・夏の交通安全運動 7月
- ・秋の全国交通安全運動 9月
- ・冬の交通安全運動 12月

イ 日を定めて行う運動

運動の日に併せての広報や指導等の施策を推進します。

- ・毎月10日「交通安全の日」
市民の交通安全への関心を深め、交通安全意識を高める。
- ・毎月15日「自転車安全の日」
自転車の安全利用促進を図る。
- ・4月10日・9月30日「交通事故死ゼロを目指す日」
悲惨な交通事故を撲滅する。

ウ 年間を通じて行う運動

悪質・危険な運転者対策への強化、高齢者・こどもの交通安全強化、自転車の安全利用対策の強化を中心に幅広く展開します。

② 交通安全に関する広報の推進

ア 街頭キャンペーンの実施

交通安全運動等を効果的に展開し、交通安全意識の高揚を図るため、関係機関・団体等が緊密な連携の下に、街頭等における啓発キャンペーン等を実施し、市民に対する広報に努めます。

イ 広報媒体の積極的活用

市民一人一人の交通安全に対する関心と意識を高め、交通ルールへの遵守と正しい交通マナーの実践を習慣付けるため、広報紙やホームページ等を計画的かつ継続的に活用します。

③ その他の普及活動の推進

ア 視認性の高い服装の着用及び反射材等の普及促進

交通事故の危険性が高い薄暮時から夜間における歩行者・自転車利用者の交通安全対策を図るため、視認性の高い明るい色の服装の着用や、反射材・LEDライトの効果について周知するとともに、これらの活用促進を図ります。

イ ゼブラ・ストップ活動の推進

歩行者の道路横断中の交通事故が後を絶たないことから、ゼブラ・ストップ活動の内容の周知と推進を図り、交通事故抑止に努めます。

<ゼブラ・ストップ活動>

横断歩道等における歩行者等の優先義務を運転者に周知徹底し、歩行者等の保護を強化することを目的としており、横断歩道の和製語であるゼブラゾーンの「ゼブラ」にかけて下記の項目をドライバーに意識させることで、横断歩道手前での確実な一時停止(ストップ)を徹底させるものです。

1. ゼ「前方」：前方をよく見て安全運転、横断歩道を発見したら、その周りに歩行者等がいなか十分に注意する。
2. ブ「ブレーキ」：横断歩道手前ではブレーキ操作で安全確認し、渡ろうとする歩行者がいる場合は、横断歩道の手前で停まれる速度で進む。
3. ラ「ライト」：3（サン）ライトで道路横断中の交通事故防止。

ライト（前照灯）：早めのライト点灯とこまめな切り替え。

ライト・アップ（目立つ）：反射材、LEDライトを活用。

右（ライト）：右からの横断者にも注意。

ウ 「ながらスマホ」対策

自動車運転中の携帯電話使用等による交通死亡・重傷事故が増加している状況に鑑み、スマートフォンを注視したり、携帯電話で通話したりしながら運転する、いわゆる「ながらスマホ」が、道路交通法で禁止されていること、及びその危険性や交通事故実態等について広報啓発を推進します。

エ 特定小型原動機付自転車の安全利用の促進

特定小型原動機付自転車は、一定の要件を満たす場合のみ歩道通行が可



能であり、それ以外の場合は歩道通行が禁止されていることを踏まえ、利用者に対し、交通ルールへの浸透に努め、安全な利用を促進します。

(3) 地域でつくる高齢者交通安全対策の推進

高齢者を交通事故から守るためには、高齢者の交通安全リーダーを育成し、高齢者自身の自主的な交通安全活動を促進するとともに、家族に限らず地域で見守っていくことが重要です。

① 高齢者の自主的な交通安全活動の推進

地域における高齢者の交通安全意識を高める交通安全リーダーを育成するため交通安全シルバーリーダーを委嘱し、地域での交通安全活動を支援します。

② 高齢者に対する交通安全教育の推進

シニアクラブ等を対象に、身体機能の低下が運転や歩行に及ぼす影響についての理解を促すほか、夜間の歩行者・自転車利用者の事故を防止するため、視認性の高い明るい色の服装や反射材の効果についての広報啓発など、高齢者に対する交通安全意識の高揚を図ります。

(4) 自転車の安全利用の推進

① 自転車の安全利用に係る広報活動の推進

自転車は、こどもから高齢者まで誰でも簡単に乗れる便利な乗り物であり、通勤・通学をはじめ様々な移動手段として利用されています。しかし最近、携帯電話等を使用しながらの危険走行などが問題となっています。

自転車の歩道での暴走やあおり運転、また、自転車が加害者となる事故も発生するなど、自転車の安全利用に対する社会的関心が高まっています。

「千葉県自転車の安全で適正な利用の促進に関する条例」に基づき、交通安全運動等のあらゆる機会に広報媒体を積極的に活用し、自転車の交通ルール遵守と正しい交通マナーの浸透を促すとともに、令和8年4月施行の自転車運転者に対する交通反則通告制度の浸透を図るため広報活動を実施します。

ア 自転車安全利用キャンペーン等の実施

毎年5月に実施する「自転車月間」や毎月15日の「自転車安全の日」を重点に広報啓発活動を実施し、「ちばサイクルール」等の普及促進を図るとともに、街頭啓発活動を実施するなど自転車安全利用対策を推進します。

イ 自転車の交通安全教室の開催

小・中・高校生などを対象に、学校、警察、交通安全協会等と連携して、参加・体験・実践型の交通安全教育を実施し、自転車の正しい乗り方の周知徹底を図ります。

◎ ちばサイクルール

内閣府で制定した「自転車安全利用五則」に自転車条例の内容を盛り込んだ本県独自の自転車安全利用ルールです。

【自転車に乗る前のルール】

1. 自転車保険に入ろう

2. 点検整備をしよう
3. 反射器材（リフレクター）を付けよう
4. ヘルメットをかぶろう
5. 飲酒運転はやめよう

【自転車に乗る時のルール】

1. 車道の左側を走ろう
2. 歩いている人を優先しよう
3. ながら運転はやめよう
4. 交差点では安全確認しよう
5. 夕方からライトをつけよう



② 自転車点検整備の促進

交通安全教室実施時に自転車の自己点検における合言葉「ぶたはしゃべる（「ブ」レーキ・「タ」イヤ・反射材（「は」んしゃざい）・車体（「しゃ」たい）・「ベル」）」を活用し、日常の乗車前点検の実施及び自転車整備店における定期的な精密点検の実施を呼びかけます

③ 自転車安全整備制度（TSマーク制度）の普及促進

自転車の安全利用と事故防止を図るため、定期的な自転車点検整備を推進するとともに、TSマークの普及促進を図ります。

④ 自転車保険等への加入促進

千葉県では、令和4年7月から自転車により相手方に与えた損害を補償する保険または共済（自転車損害賠償保険等）への加入が義務化されています。

自転車の関係する交通事故の民事裁判において、高額な損害賠償が命令されている事例を踏まえ、自転車安全教室等の実施時に過去の裁判結果を例示する等、自転車保険等の必要性を積極的に広報・啓発し、自転車保険等への加入を促進します。

⑤ 反射材等の普及

薄暮時から夜間における自転車の交通事故防止を図るため、暗所でも視認しやすい明るい色の服装の着用や自転車の側面を含む反射材の効果と必要性について理解してもらうことで、自転車利用者が自ら身を守る意識の向上を図り、反射材等の自発的な活用の促進に努めるとともに、灯火の取付け並びに点灯を指導し、自転車の視認性の向上を図ります。

⑥ 自転車乗車用ヘルメット着用の普及促進

自転車乗用中又は同乗中の交通事故は頭部に重大な損傷を受けるおそれがあり、頭部への衝撃を減らすことができる自転車乗車用ヘルメットの着用は大変重要です。

自転車乗車時の頭部保護の重要性とヘルメット着用による被害軽減効果について理解促進の広報啓発に努め、ヘルメット着用率向上を目指します。

また、小・中・高校生を対象にヘルメット購入費用の一部補助を実施し、交通事故による被害軽減を図ります。

（５）段階的かつ体系的な交通安全教育の推進

交通安全教育は、道路交通の安全を確保するため自他の生命尊重という理念の下に、交通安全に関する思想及び知識を普及するものです。交通事故を自分のこととして考え、行動を促すと共に、安全確認を習慣化することを目的に実施するもので、幼児から社会人まで、心身の発達段階やライフステー

ジに応じて段階的かつ体系的に実施します。

① 幼児に対する交通安全教育の推進

幼児に対する交通安全教育は、幼児が道路を通行する際の安全を確保するためだけではなく、将来に亘って、交通ルールを遵守し、正しい交通マナーを実践する交通安全意識を養うためにも不可欠です。

幼児に対しては、組織的かつ継続的に交通安全教育を実施する必要があることから、関係機関と連携・協力を図るとともに、保護者も積極的に参加し、幼児に対する参加型の交通安全教育を推進します。



② 小学生に対する交通安全教育の推進

児童は、小学校での活動や自転車利用などを通じ、幼児期に比べて行動範囲が格段に広がります。また、保護者から離れて道路上での単独又は複数での行動機会が増えます。

小学校では、家庭や関係機関と連携・協力を図りながら、歩行者、自転車利用者として必要な知識と技能を習得させ、道路や交通の状況に応じた具体的な安全行動ができるよう、交通安全教育を計画的に継続実施します。

③ 中学生に対する交通安全教育の推進

中学生は、本格的な青年期に移行する過渡期にあり、なお成長の途上にあります。また、通学等の移動手段として自転車を利用する機会が増えることもあり、交通事故における自転車乗車中の事故割合が高くなっています。

中学校では、関係機関と連携・協力を図り、「ちばサイクルール」をはじめとした自転車で安全に道路を通行するために必要な知識と技能を十分に習得させるとともに、交通事故発生時対応等の指導を実施し、自己及び他者の安全に配慮した行動ができるよう、交通安全教育を計画的に継続実施します。

④ 高校生に対する交通安全教育の推進

高校生は、自動車等の免許を取得可能な年齢に達しており、近い将来、自動車等の運転者として交通社会に参加することが予想されます。そのため、高校生が交通社会の一員としての自覚を持ち、交通ルールの遵守や正しい交通マナーを実践することで、自他の生命を尊重し、責任ある行動ができるようにするための交通安全教育を推進します。

⑤ 成人に対する交通安全教育の推進

地域における講習会を実施し、悪質性・危険性の高い自動車等の運転を防止するための自主的な安全行動と交通安全に対する意識付けを図ります。

また、「ちばサイクルール」等を周知し、自転車ヘルメット着用の促進、自転車の点検・整備、自転車保険等への加入を促進します。

⑥ 外国人に対する交通安全教育

外国人住民が安心して生活できる地域社会の実現するためには、日本の交通ルールやマナーを理解し安全に道路を利用できる環境づくりが重要です。

このため、多言語による交通安全情報の提供や交通安全教育を推進するとともに、関係機関と連携しながら外国人住民の生活実態に応じた効果的な交通安全啓発活動を推進します。

(6) 飲酒運転の根絶

飲酒運転は重大な交通事故を引き起こす要因となっていることから、飲酒が運転に及ぼす影響や、飲酒運転が重大事故に直結する危険性と、職場や家庭をはじめすべての人に及ぼす影響等の周知徹底を図り、飲酒運転を追放する環境づくりに努めます。

【第2の柱】道路交通環境の整備

交通事故の防止と交通の円滑化を図るには、人優先の考えの下、歩行者の移動空間と自動車や鉄道等の交通機関との分離を図るため道路交通環境の整備が必要です。そのため、道路、交通安全施設、自転車利用環境の整備を進めます。

(1) 生活道路等における人優先の安全・安心な歩行空間の整備

① 生活道路における交通安全対策の推進

生活道路において、歩行者や自転車利用者等の安全な通行を確保するため、歩道のバリアフリー化、カラー舗装、狭さく等の交通安全施設の整備等、交通実態を踏まえた効果的な交通安全対策を推進します。

② 通学路等における交通安全の確保

通学路や子どもが日常的に移動する経路での、子どもの継続的な安全確保のため、「四街道市通学路交通安全プログラム」等に基づく定期的な通学路合同点検や、緊急の安全点検等の結果を踏まえて、安全対策の充実に取り組みます。

(2) 幹線道路における交通安全対策の推進

交通事故の発生を抑止し、安全で円滑かつ快適な交通を確保するため、道路の改修等による交通安全対策を推進します。

(3) 交通安全施設等の整備事業の推進

① 効果的な交通安全施設の整備

道路の構造、交通の状況、交通事故発生状況等に応じた効果的な交通安全施設の整備を推進します。

② 交差点カーブ対策の推進

交通事故発生危険性がある交差点・カーブ区間において、ドット線、視線誘導標等の整備を推進します。

③ 夜間事故防止対策の推進

交差点や道路の屈曲部等に視認性に優れた高輝度道路標識、標示など、夜間の事故防止に効果的な交通安全施設の整備を推進します。

(4) 自転車利用環境の総合的整備

放置自転車等による交通阻害の現状を踏まえ、良好な交通環境を確保するため、迷惑駐輪による違法性を広報啓発し、自転車等の利用者に対して正しい駐輪方法等の一層の普及、浸透を図ります。

【第3の柱】被害者等支援の充実と推進

交通事故被害者等は、交通事故により多大な肉体的、精神的及び経済的打撃を受け、又はかけがえのない生命を絶たれることにより、深い悲しみやつらい体験をされており、このような交通事故被害者等を支援することは極めて重要であることか

ら、犯罪被害者等基本法や「千葉県犯罪被害者等支援条例」（令和３年４月施行）、
「四街道市犯罪被害者等支援条例」（令和５年４月施行）等の下、県、警察、支援
活動を行う民間支援団体等と連携しながら交通事故被害者等のための施策を推進
します。

（１） 交通遺児の育成及び援助

交通事故により保護者等を失った小・中学校の児童・生徒を励まし、その
健全な育成に寄与するため、激励品を贈ります。

（２） 相談業務の充実

交通事故被害者等の精神的負担や社会的、経済的負担に適切に対応するた
め、「交通事故相談所」や「千葉犯罪被害者支援センター」をはじめとした庁
外の各種相談機関等との連携を密にして、相談体制の充実に努めます。